

仁坂特別委員提出資料

第8回半島振興対策部会 参考資料

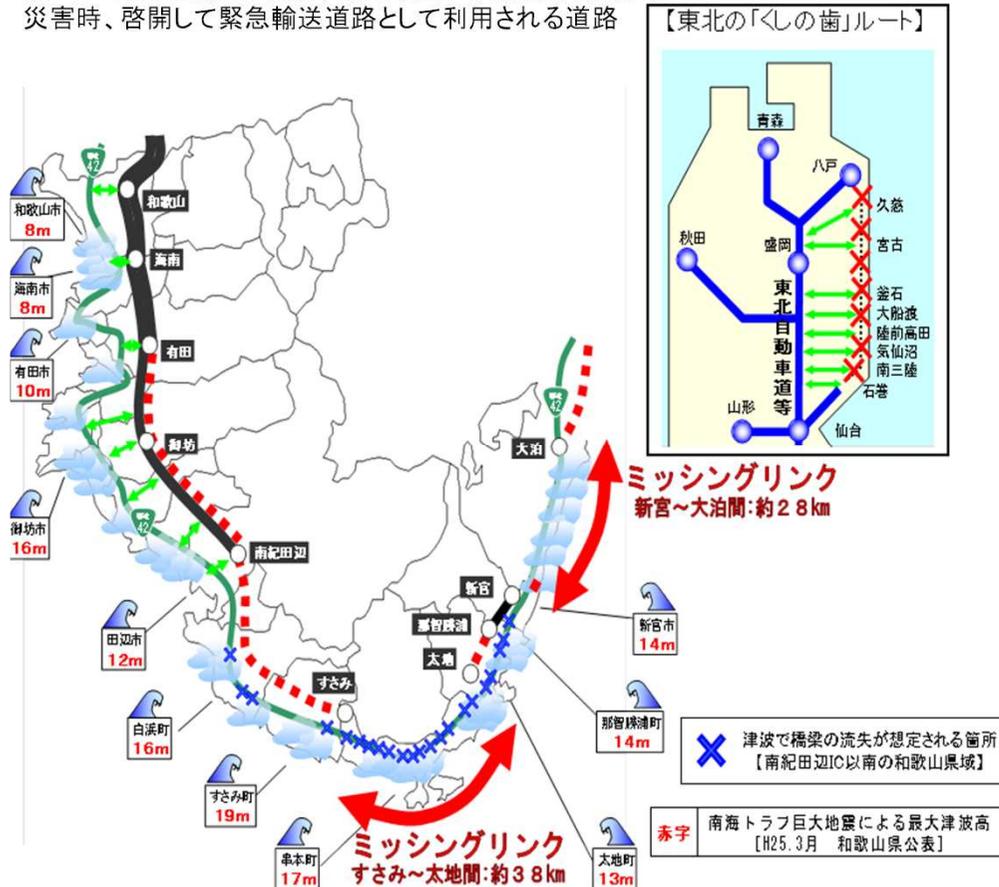
平成26年4月24日(木)

和歌山県

今後も必要な半島地域での道路整備①

- ①海岸線と内陸の幹線道路を結ぶ「くしの歯」道路
 - ・災害時、半島地域の孤立化を防止し、迅速な救援活動を可能にするため、「くしの歯」道路整備が必要
- ②豪雨・地震等の異常時に道路通行規制がされた場合の迂回路
 - ・災害時のリダンダンシー確保のため、代替路の整備が必要

※「くしの歯」道路とは、海岸線と内陸の幹線道路を結び、災害時、啓開して緊急輸送道路として利用される道路



異常気象時等における通行規制区間数及び迂回路の状況 (平成23年度)

	半島地域	全国	半島地域を除く 全国
異常気象時通行規制区間数	282	2,747	2,465
うち迂回路なし区間数	202 (71.6%)	1,412 (51.4%)	1,210 (49.1%)

(注)国土交通省道路局資料を基に国土交通省国土政策局にて作成。異常気象時通行規制区間とは、豪雨・地震等の異常気象時において道路の通行が危険と認められる場合に規制基準を定めて道路通行規制を実施する区間をいう。

今後も必要な半島地域での道路整備②

- ③山間地から高速道路ICや生活中心都市への連携強化に資する道路
- ④生活圏30分圏域の拡大に資する道路
 - ・ 救急医療機関へのアクセス時間短縮等に資する道路整備が必要

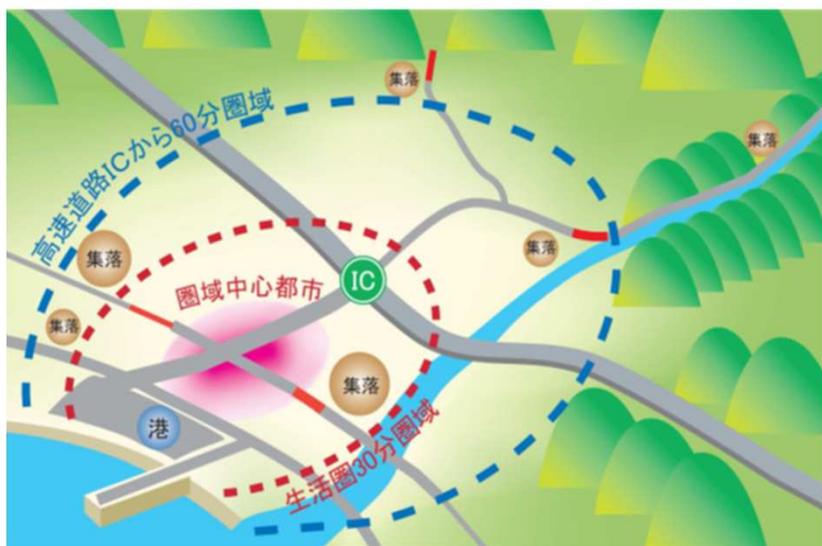
【高速道路ICのアクセス所要時間*】

(注)* 2000年までの数値は、交通水準研究会編『NAVINETから見える日本の交通ネットワーク』所収の各市町村から各施設へのアクセス時間を集計、2011年の数値は、国土交通省 NITAS(全国総合交通分析システム)フルモードを用い国土交通省が算出。異なるシステムを用いて算定しているため、厳密に時系列での比較はできない。

	1970	1980	1990	2000	2011
半島地域の市町村平均(分)	346.2	104.2	83.7	62.2	54.1
半島地域を有する道府県の半島・過疎以外市町村平均(分)	289.1	54.6	30.5	19.2	20.2

救急医療機関へのアクセス時間別の人口割合

時間圏域と道路整備のイメージ図



	30分以内圏	60分以内圏	90分以内圏
半島地域*	21.6%	62.6%	80.8%
全国**	76.8%	93.8%	97.4%

(注) *1kmメッシュごとに最寄りのICからの運転時間距離((財)日本デジタル道路地図協会「全国デジタル道路地図データベース」(平成22年8月)を使用)を算定した。(2011年)救急救命施設は、日本救急医学会「全国救命救急センター設置状況」(2012年12月31日現在)の256施設を対象としている。

** 平成20年度国土交通白書第1章第2節

今後も必要な半島地域での道路整備③

半島の地域資源を活かすためにも道路整備は必須

○地域の特産品の物流道路として、また観光・地域交流のための道路として、高速道路及び半島循環道路へのアクセス道路の整備は不可欠



平井地区<古座川町>
(ゆず)



◆ゆず 生産量約190t

南紀熊野ジオパーク構想

古座川町



古座川町地蔵の一枚岩

◆ジオパーク構想資源の一枚岩に年間5.7万人の観光客

北山村
(観光筏下り・じゃばら)



◆筏下り体験は 日本で唯一
◆観光客数: 毎年8,000人以上



◆じゃばら 生産量約100トン

色川地区<那智勝浦町>
(Iターン受入・色川茶)



◆Iターン者 受入地域
移住者166名(H25)
地域全体の約4割



◆色川茶
生産量 約5トン

半島地域への今後の支援

道路・産業基盤・生活基盤の整備にかかる支援の拡充



- ・ 国庫補助率の嵩上げの拡充
- ・ 地方債にかかる充当率・交付税措置率の拡充
(半島対策事業債 (仮称) の創設)

半島地域の産業振興・観光交流・生活環境の改善を図るためのソフト施策への支援の拡充



- ・ 半島対策交付金 (仮称) の創設

半島対策事業債(仮称)の活用案

会員道府県へのアンケート調査の結果、下記のような活用意見があった。

- ◆事業主体:道府県、市町村
- ◆起債充当率100%、元利償還の7割を交付税措置(過疎対策事業債並み)

道路整備

・「産業振興、観光・交流、また災害対応等のための道路の整備(和歌山県、秋田県)

・半島代行による市町村道整備(千葉県)

・待避所整備などの1.5車線の整備や道路改良(石川県)

・無電柱化などの街路整備(石川県)

・農業の競争力強化のための農道や、効率的な森林施業のための林道の整備(静岡県)

・高規格幹線道路へのアクセス強化のための道路整備(富山県、島根県)

・災害発生時の物資の輸送、観光交通による渋滞緩和、快適な生活環境の確保等のための道路の整備、長寿命化対策(静岡県、宮崎県)

・災害に強く、安全安心な暮らしを守る道路整備(島根県、熊本県)

・地域資源を生かした地域の活性化を支える道路整備(島根県)

・地域の骨格となる幹線道路及び地域に密着した生活道路の整備(山口県)

・地域内を結ぶ地方道整備(長崎県)

生活・情報

・広域コミュニティバス等の移動手段確保(和歌山県)

・下水道等生活基盤の整備(山口県、長崎県)

・光ファイバー等の情報通信基盤整備(長崎県、宮崎県)

その他

・地域のものづくりやものづかいを支える港湾や安定的な水産物の供給のための漁港の整備、長寿命化対策(静岡県)

・農業用水等地域の資源を活用した小水力発電等再生可能エネルギーの導入(静岡県)

・農業の競争力強化のための生産基盤や、地域の魅力・強みを生かすための生活環境基盤・交流促進施設の整備(静岡県)

・企業誘致などにおけるインフラ整備支援、大量の再生可能エネルギーの接続が可能となる電力網の整備(長崎県)

・再生可能エネルギーを利用するための施設(鹿児島県)

半島対策交付金(仮称)の活用案

会員道府県へのアンケート調査の結果、下記のような活用意見があった。

- ◆目的:半島地域の自立的発展・活性化のために必要な取組を支援
- ◆事業主体:道府県、市町村

産業振興

- ・半島地域の特色あるエネルギー資源の活用に関する調査・研究(和歌山県、静岡県)
- ・地域資源を活かした高付加価値商品の研究・開発(和歌山県)
- ・農林水産物の国内・海外プロモーション(和歌山県)
- ・農林業における鳥獣被害対策(静岡県)
- ・企業に必要な知識の習得支援や相談対応(長崎県)

- ・半島の地域資源を活用した滞在型スポーツ観光事業商品開発(静岡県)
- ・一次産業の担い手確保に対する支援(就業希望者の定住促進に向けた住居確保等)(三重県)
- ・農林水産業における販路の開拓、販売に精通した人材の育成・確保、農商工連携を視野に入れた食品産業等との連携(長崎県)
- ・商店街における集客イベントの開催、空き店舗の活用等の取り組みへの支援(長崎県)

観光・交流

- ・二次アクセスの整備(秋田県)
- ・観光誘客のためのイベント開催(秋田県)
- ・廃校等施設を活用した学生等を対象にしたスポーツ合宿誘致および地元住民との交流促進(静岡県)
- ・空き家・廃校等の遊休施設の改修に対する支援(漁業体験など半島地域の豊かな自然環境を生かした体験交流施設に活用)(三重県)
- ・観光客動向調査、アクションプラン等の作成(島根県)

- ・観光案内所の設置、運営(島根県)
 - ・資源を活用した旅行商品の開発・セールス活動(島根県、山口県、和歌山県)
 - ・観光産業に携わる人材の育成、研修等(島根県)
 - ・新たな観光資源の開発や国内外への情報の発信・認知度の向上、国内外からの誘客事業(長崎県、和歌山県)
- 半島地域の魅力を伝えるガイドやインストラクターの育成、外国語への対応等受け入れ対策の整備(長崎県)

生活・環境

- ・海岸漂着物等の回収・処理事業(秋田、石川、島根、和歌山)
- ・広域コミュニティバス等移動手段の運営(和歌山県)
- ・集落点検の実施による地域全体の活性化(宮崎県)

- ・水道事業の運営基盤強化のための統合・広域化にかかる調査・計画策定、システム改修(千葉県)
- ・バス路線の運行維持のための運営補助(島根県)
- ・交通空白地域の解消支援(島根県)

その他

- ・へき地診療所の整備・改修(医療施設等施設整備費補助金等の対象は除く)(三重県)
- ・域学連携にかかる事業の支援(三重県)
- ・複数市町村が連携した半島地域活性化推進事業(三重県)

- ・医療人材の確保(長崎県)
- ・医療福祉保健サービスを受けやすくする体制整備(長崎県)
- ・各地で地域づくりに取り組む人々が情報交換を行い優れた事例を取り入れるためのネットワークづくり(長崎県)
- ・地域を牽引する人材の育成・確保(長崎県)